

公共職業安定所(ハローワーク)一障がい者の窓口について

〈窓口〉 公共職業安定所 112 ページ参照

公共職業安定所には、一般の窓口のほかに障がい者の職業相談や職業紹介を行う専門援助窓口があります。

【手順のながれ】

求職登録

障がい者手帳(又は主治医の意見書)を提出して登録します。



職業相談・職業紹介

求職登録後は、希望条件に合った求人が見つかった時に紹介を受けられるほか、合同面接会などのご案内が届いたりします。

また、就労に向けて下記の制度(※1, ※2, ※3)が適用になることもあります。

※1 障害者トライアル雇用事業

障がいのある方を原則3か月間(精神障がいの方は6か月間)試行雇用することで、職業適性や能力を見極め、その後の継続雇用のきっかけとさせていただく制度です。事業主及びご本人の双方で職業適性を確認したうえで継続雇用するかを決めることになります。

※2 障害者短時間トライアル雇用事業

精神障がいや発達障がいのある方がトライアル雇用を実施する際、すぐに長時間勤務が難しい場合は、就業時間を徐々に延長しながら試行雇用できる制度です。1週間10時間以上20時間未満の短時間就労から開始できるので、不安なく実施できます。(最長12か月間)

※3 公共職業訓練(ハロートレーニング)

新潟県立テクノスクールにおいて、就職するために必要とされる知識や技能を習得できる障がい者専用の職業訓練を実施しています。内容は「総合的実務を身に付ける1年コース」や「事務系または介護系の技能等を身に付ける3か月コース」などがあります。

新潟市障がい者就業支援センター こあサポート

就職を希望する障がいのある方の働くための準備, 企業での職場実習, 就職後長く働き続けるための定着支援, あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて, 雇用・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し, 就業支援担当者が協力して就業面の支援を行います。

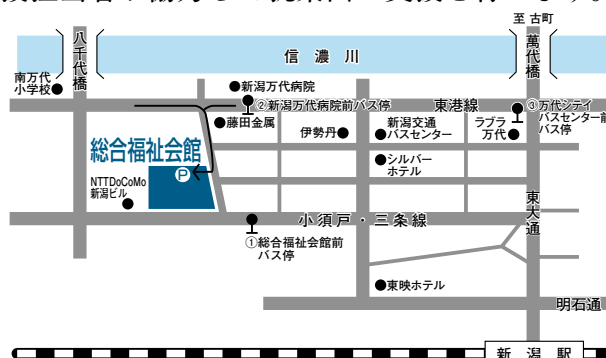
〔住所〕 〒950-0909
新潟市中央区八千代1-3-1
新潟市総合福祉会館1階

〔電話〕 025-256-8821

〔FAX〕 025-256-8824

〔メール〕 syugyo@atago.or.jp

〔利用時間〕 午前8時30分～午後5時15分
(日曜, 月曜, 祝日, 年末年始を除く。)



※月曜日が祝日の場合は, 翌日の火曜日にも休館です。
来所の場合は, 事前にご連絡をお願いいたします。

障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ

障害者就業・生活支援センターらいふあっぷは, 就業を希望される障がい者の方, あるいは在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて, 雇用及び福祉の関係機関と連携のもとで, 就業支援担当者と生活支援担当者が協力して, 就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

【事業内容】

①就業面での支援

- ・就職に向けた準備支援
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援
- ・障がいのある方それぞれの障がいの特性を踏まえた雇用管理についての企業への助言
- ・関係機関との連絡調整

②生活面での支援

- ・生活習慣の形成, 健康管理, 金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居, 年金, 余暇活動などの地域生活, 生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

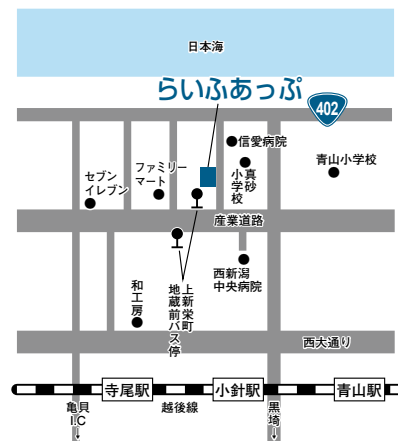
〔住所〕 〒950-2076
新潟市西区上新栄町1-3-9

〔電話〕 025-250-0210

〔FAX〕 025-250-0212

〔メール〕 lifeup@shirt.ocn.ne.jp

〔利用時間〕 午前8時30分～午後5時15分
(日曜, 祝日, 年末年始を除く。)
来所の場合は, 事前にご連絡をお願いいたします。



交通案内

バス：有明線「上新栄町地蔵前」
バス停下車 徒歩5分
JR：「寺尾駅」下車
徒歩20分

障がいのある方に対し、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉、医療、教育などの関係機関と連携をとりながら、以下の就職、職場適応、職場復帰を目指した様々な支援を行っています。

1 職業相談・職業評価

障害者職業カウンセラーが、就職、職場適応、職場復帰に関する相談を行います。また、これから就職や職場復帰などを進める上で、どのような支援を受けたらよいかを具体的に検討するための職業評価を行います。

2 職業準備支援

受講者の状況に応じて以下①～④の内容を組み合わせた個別カリキュラムを作成し、センター支援室で就職に向けた準備を整える支援を行います。支援の期間は最大12週間です。

①作業支援

様々な作業への取組みを通して作業適性や働く上での課題などを把握し、就業に必要なとなる基礎体力や集中力、基本的労働習慣などを身につけるための支援を行います。

②職業準備講習カリキュラム

履歴書の書き方、面接の練習などの講習を通して就職活動や職業生活に必要な知識・技術を習得するための支援を行います。

③精神障害者自立支援カリキュラム

JST（職場対人技能トレーニング）、ストレス対処講習などを通して、職業準備性を高めるための支援を行います。

④発達障害者就労支援カリキュラム

JST、問題解決技能トレーニングなどを通して、職場で必要になるコミュニケーションスキルや作業対応力を高めるための支援を行います。

3 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

就職や職場適応に課題がある方の職場定着を図るために、センターがアセスメントした支援計画に基づいてジョブコーチが事業所を訪問し、職業生活上での個別課題の軽減や改善に向けた支援を障がい者と事業主の双方に対して行います。支援の期間は1～8か月の間（標準3か月）で設定します。

4 職場復帰支援（リワーク支援）

うつ病などの精神疾患が原因で会社を休職している方に対して、事業主と主治医の協力を得て円滑に職場復帰できるよう支援を行います。支援の期間は個別に応じて3～4か月程度で設定します。

①職場復帰のコーディネート

支援対象者、雇用事業主、主治医との相談などを通じて、職場復帰について3者の意思や意見を確認し、職場復帰に向けた活動の進め方や目標についての合意形成を図ります。

②リワーク支援

センターがアセスメントした支援計画に基づき、センター支援室で作業の集中や持続を高める作業支援、ストレス対処や体調自己管理などを高める講習などを受講しながら職場復帰に向けた不安の軽減を図り準備を整えます。